

グローバル化における地方自治体の役割

大西 楠・テア

1. はじめに

グローバル化現象における地方自治体を論じることにはどのような意味があるのであろうか。既に1990年代より公法学の領域においても市場のグローバル化によって国家の役割が相対化、または変化してきていることが指摘されてきた¹⁾。公法学におけるグローバル研究は、一方において、主権・国民・国家といった公法学の基礎概念を問い直し、その射程を見極める方向に進みつつ、他方においては従来国民国家が前提としてきたプロセスが変化したこと起因する公法学の変化を促す。地方自治体は地方における行政を担う統治体として、国家の一部として理解されるが、同時に国家内部の多元性をも表現する。それゆえ従来のグローバル化論からは、第一に、国民国家の役割に変化がもたらされることで、国家ではないアクターとしての地方自治体のプレゼンスが相対的に上がることが指摘できよう。第二に、グローバル化によって生じる地方自治体へのインパクトとして、WTO 政府調達協定や人種差別撤廃条約などの国際条約の地方自治体への影響、国家の「外交」と並行する「自治体外交」、人の国際移動によって生じる外国人住民の増加と「内なる国際化」が指摘できる²⁾。

しかしながら、グローバル化をめぐる議論において地方自治体を素材とすることにはより重要な意義があるのではないか。グローバル化研究の泰斗であるサスキア・サッセンは、『グローバリゼーションの時代』において、グローバル化が国家を後退させるのではなく、国家もまたグローバル化に戦略的に応答し、グローバル化を進行させるアクターであることを明らかにした³⁾。サッセンの主眼はグローバルなものとなショナルなものは二分法的な対立項ではなく、相互的に進行していることを論じることにあった。すなわち、グロー

1) 岡田正則「グローバル化と現代行政法」現代行政法講座編集委員会編『現代行政法の基礎理論』日本評論社(2016年)351頁。

2) 斎藤誠『地方自治の法的基層』有斐閣(2012年)147頁。

3) サスキア・サッセン(伊豫谷登士翁訳)『グローバリゼーションの時代：国家主権の行方』平凡社(1999年)。

バル化は国民国家内部で生じるのであり、国民国家が編成してきた制度や伝統的概念を再編し、時には強化させながら進行していくのである。こうした国民国家内部でのグローバル化のプロセスへの着目に加えて、サッセンは1999年に刊行された『グローバル・シティ』において、国民国家内部で進行するグローバル化に場所性があること、すなわち特定の場所に縛られていることを指摘した⁴⁾。「グローバル化はローカルな都市に植え付けられ、育つ」のである⁵⁾。均質なものとして指定されるグローバル空間は、具体的な場によって制約される。こうしたサッセンの指摘は、国民国家内部の組織でありながらも独自の主体として自治を保障され、国際活動を通じてグローバル化を促進する存在としての地方自治体、また、グローバル化現象がまさに展開する場所としての地方自治体の姿を浮き彫りにする。加えて、サッセンはロンドン、東京、ニューヨークといった「グローバル・シティ」が国民国家から切り離されて、ネットワークの結節点として類似した都市機能を帯びるようになったこと、これに対して、取り残された地域は分断・断片化してゆくことを指摘している。グローバル化が国民国家内部で生じ、その構造を再編するものであるからこそ、都市や地域を主題化することに意義がある。グローバル化が具体的な場において実体的に進行するのであれば、そのような場を形成する単位として、国民国家や市場における私的アクターと同様にグローバル化を促進する主体としての地方自治体の独自の役割を論ずる必要があるのではないか。

このような問いを出発点としつつも、本稿では地方自治体の国際活動が国民国家との間で抱える緊張関係に考察の対象を限定する。すなわち、自治体外交を素材として自治体の活動領域を規定する「地域性」についていくつかの視点を提示したい。

2. 日本における自治体の国際活動

日本において地方自治体の国際化が意識されるようになったのは1980年代後半から90年代初頭のことである。既に1950年代から海外自治体との姉妹都市協定の締結といった形での国際交流はあったが、80年代には貿易および金融の自由化、東西冷戦の終結などによるボーダーレス化を背景として、単なる文化交流にとどまらない国際協力や、国際会議や国際見本市の開催、複数の自治体間での地域間交流体制の構築が行われるようになる。例えば、北九州市の環境国際協力、環日本海経済交流や北東アジア自治体連合などにおい

4) サスキア・サッセン (伊豫谷登士翁監訳) 『グローバル・シティ』筑摩書房 (2008年)。

5) 前掲サッセン387頁。

ては緊密な国際交流を通じた地域の発展が目指された。とりわけ北九州市によるタイ、フィリピン、中国への国際協力は、環境・衛生・都市問題についての高いノウハウの輸出として、高い評価を得ている。こうした自治体の国際活動は1990年代後半から2000年代初頭にかけて一時停滞するものの、近年は少子高齢化社会のもとで地域活力の向上を国際化、すなわち海外からの企業誘致や観光客の誘致に求める新たな動きがみられる。

海外自治体との姉妹都市交流として始まった地方自治体の国際活動を促進し、コントロールする役割を果たしたのが、旧自治省（現総務省）の政策方針である⁶⁾。旧自治省は1985年に「国際化プロジェクト構想」を発表し、姉妹都市関係や自治体職員の国際交流などの事業を構想している。1987年には「地方公共団体における国際交流の在り方に関する指針」、1988年には「地域国際交流のまちづくりのための指針」、1989年には「地域国際交流推進大綱の策定に関する指針」を発表している。この1987年からの3年間で自治体の国際交流を進めるための施策を打ち出していく時期であったのに引き続き、1988年には自治体職員の海外派遣のための「地方公務員海外派遣法」⁷⁾が制定され、法的な制度化が進められた。こうした旧自治省の指針に従って、地方自治体においては国際化施策実施のための大綱や計画が策定され、実施機関としての地域国際化協会が設立されてゆく。

1990年代の自治体の国際活動は「交流から協力へ」という標語のもと単なる交流を超えた国際協力事業へと広がり、「自治体ODA」構想も始まった。1995年に旧自治省が「自治体国際協力推進大綱の策定に関する指針について」を打ち出し、地方自治体向けに国際協力を目的とした独自の組織体制を整備する方法を体系化することで、自治体の国際協力を促した。加えて旧自治省は、2000年には「地域国際交流推進大綱及び自治体国際協力推進大綱における民間団体の位置づけについて」を発表し、私的アクターの活用を視野に入れている。自治体の財政難やリーマンショック後の経済の停滞を経た2000年代中盤になると外に向けた国際交流事業は停滞する一方で、外国人住民の社会統治に向けた多文化共生事業が展開してゆく。

地方自治体の国際化を促進する組織として最も重要なのは、1988年に地方自治体が共同して設立した団体であるCLAIRである。CLAIRは東京にその本部を置き、47都道府県と17政令市例都市に支部を持つのに加えて、ニューヨーク、ロンドン、パリ、シンガポール、ソウル、シドニー、北京に海外事務所を設置している。その活動内容は、地方自治体の国際活動にかかわる情報提供、地方自治体職員の海外派遣、海外の自治体職員を招聘しての

6) 参照、ブルネンドラ・ジェイン（今村都南監訳）『日本の自治体外交－日本外交と中央地方関係へのインパクト』郁文堂（2005年）91頁以下。

7) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律、

研修, 全国の地域国際化協会との連携による人的資源の開発等, 多岐にわたる。CLAIR は, 日本貿易振興機構 (JETRO), 国際協力機構 (JICA), 国際協力銀行 (JBIC) といった貿易振興や国際協力を担う機関と連携するプログラムを用意し, 自治体の国際活動の基盤を提供している。例えば, JETRO と CLAIR の海外事務所は貿易や投資の促進を目的とするセミナー等を共催しており, こうした動きをプルネンドラ・ジェインは国の機関と地方自治体組織との協力の新時代であると評価する⁸⁾。

国際化への対応については自治体間での格差が大きく, 既に数十年の経験を積み, 独自の国際交流部局を持つ自治体や, 特定の国や特定の政策分野について相当な知識や技術を持つ地方自治体が存在する一方で, 小規模地方自治体の中には姉妹都市協定のようない定型業務についても経験のない自治体もある。そこで, 国際的な技能をもつ地方自治体職員へのニーズを満たすため, 自治大学校や市町村アカデミー (JAMP) においては国際化対応のプログラムが企画された。1993 年からは全国市町村国際文化研修所 (JIAM) が自治体職員の異文化理解および国際的能力の向上のためのプログラムを実施している。

このように, 日本では地方自治体の国際協力事業が, 国の機関を通じて緩やかに制度化されている⁹⁾。CLAIR の活動の中身をみると, 一方において中央政府の政策方針を反映したプログラムによって地方自治体職員への情報提供や国際交流の方向付けを行うと同時に, 他方においては一部の先進自治体の成功例について情報を共有したり, 自治体同士あるいは自治体と JICA や JETRO といった機関とをつなぐネットワークを形成する役割を果たしており, 必ずしもトップダウン型で国際交流促進事業を行っているわけではない。日本における自治体の国際活動は, 一部の先進自治体が行ってきた取り組みに旧自治省・総務省が枠組みを与え, 「国際交流」や「国際協力」という形で事業化し, こうした枠組みを与えられたモデル事業が CLAIR 等の組織を通じて全国の地方自治体に広がってゆくプロセスであるといえる。

3. 自治体の権限範囲と「地域性」

では, 自治体の国際活動はどのような法的枠組みの中で把握されるのであろうか。自治体の国際活動について, 旧地方自治法には明確な定めがなく, 姉妹都市協定の締結など国際交流は地方住民の福祉増進という自治事務に含まれるものとみなされていた。地方自治

8) 前掲ジェイン 85 頁。

9) これは国際的にみても際立った特徴であると指摘されている (前掲ジェイン 93 頁)。

体の国際活動に初めて明確な法的根拠が与えられるのは、1988年の「地方公務員海外派遣法」においてである¹⁰⁾。同法によって、日本国外において自治体職員が活動するための法的根拠が与えられ、海外自治体ないし国際組織への専門的技術・知識の提供、情報やデータの収集、地域の貿易や観光の促進、自然災害時の援助、さらには自治体職員の海外の政府組織等への派遣、国連等の国際組織への参加が可能となった。加えて、同法は地方自治体が中央政府機関と共同で海外事務所を設立することを可能にした。これにより、日本の地方自治体の国際的活動の基盤形成のための法的根拠が与えられる¹¹⁾。

さらに、1999年の地方分権一括法が地方自治体の行政上の自律性を高めたことで、固有事務のもとでの国際的活動の幅も広がる。1999年の地方自治法改正にあたって旧自治省は地方自治体の国際的役割を明記することを目指したとされるが¹²⁾、実際の立法においては、外交はもっぱら国の権限に属するものとされ、地方自治体の国際的役割についても明記されることはなかった。他方において、国と自治体が上下関係ではなく、対等・協力関係にあることが明記されたことから、国と広域自治体との連携の重要性が意識されるようになってきている。

1) 自治体の国際活動とその限界

1999年の地方自治法改正により、「外交」はもっぱら国に帰属するものとされた。自治体はその固有事務の範囲において、地域の事務および地域住民の福祉増進に関わる限りでのみ国際活動の法的根拠を有する。しかしながら、1980年代後半以降の自治体の国際活動の活発化は、事実上、国家の外交権に抵触するものもあり、また、地域の事務の範囲を超える活動と評価されうるような活動をも伴う可能性を持つ。例えば、アメリカ軍の原子力潜水艦の入港を拒否する市長は、地域住民の福祉増進という観点からまさしく自治事務の範囲内で行為しているものの、入港拒否の帰結は日本の外交および安全保障政策に抵触する。また、北九州市が環境部門での技術協力を行うとき、それを地域性や地域住民の福祉向上という観点から正当化するの擬制的に過ぎる。

とりわけ、冷戦期において東側国家の都市と結ばれた姉妹都市協定や国家の外交政策に抵触するような共同宣言などは、中央政府の外交に平行して行われ、ときに中央政府の外交を批判し、これに抵抗する意味合いを持つ「自治体外交」として問題化された¹³⁾。しか

10) 「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」昭和62年法律78号。

11) 江橋崇「自治体国際活動と法構造」松下圭一編著『自治体の国際政策』学陽書房（1988年）181頁。

12) 前掲ジェイン94頁。

13) 大津浩「自治体の国際活動と外交権」公法研究55号（1993年）79頁以下。

しながら、こうした自治体外交をめぐる議論においても、何が許される自治体の国際活動で、何が政府の外交権の侵害に当たるのかの線引きが明確に引かれたとはいいたい。

2) 自治体外交の限界をめぐるドイツの議論

ドイツにおいては、地方公共団体であるゲマインでの包括性、事務の普遍性が指定される。それゆえ、他の行政権の管轄を侵害しない限りで、また地域に関わる限りで、すべての事務を行うことができる。基本法 28 条 2 項により、ゲマインデ事務は、「法律の範囲内」にあること、そして「地域の事務」であることによって制限される。

『グローバル都市の法』の著者であり、地方自治体の国際活動をグローバルアクターとしての都市という側面から分析するアウストは、「自治体外交」についての二つの連邦行政裁判所判決を対比し、ドイツの判例が地方自治を潜在的に広くとらえる一方で、個別の事例においてはシンボリックな作用にとどまる範囲内で実施可能なものとなっていると評価する¹⁴⁾。以下にみるように、連邦行政裁判所第七法廷は 1990 年 12 月 14 日付で「自治体外交」に関する、内容的に相互に関連する二つの判決を下した¹⁵⁾。この判決において連邦行政裁判所は、核兵器廃絶にむけた都市間の連帯を宣言したフュルス市については地方自治の範囲内であるとするのに対して、核兵器廃絶ゾーンを宣言したミュンヘン市については、ゲマインデ領域内における核兵器の保有についての共同意思決定権の主張であり、他の国家機関の権限を侵害すると結論付けた。

第一の判決は、ミッテルフランケン行政管区がフュルス市の核兵器廃絶にむけた決議を自治体権限の範囲内にあり、合法であるとしたものである¹⁶⁾。事案の概要は次のとおりである。フュルス市は 1984 年 9 月 19 日に広島市と長崎市の提唱する「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」（以下、核廃絶連帯計画）を市議会で採択した。加えて、1985 年に広島と長崎で開催された平和市長会議への参加を決定した。ミッテルフランケン行政管区は、これらの決定は基本法 28 条 2 項 1 文のゲマインで権限に属さない一般政治的委任であるとして、異議を申し立てた。この異議の取り消しを求めてフュルス市は行政裁判所に提訴した。第一審および控訴審が、フュルス市の訴えに理由がないとしたのに対して、連邦行政裁判所は、ミッテルフランケン行政管区の処分を違法であるとして取り消した。

連邦行政裁判所は、基本法 28 条 2 項 1 文によりゲマインデには「地域の事務」を「法

14) Helmut Philipp Aust, Das Recht der globalen Stadt. Grenzüberschreitende Dimensionen kommunaler Selbstverwaltung, 2017, S. 115 ff.

15) Vgl. Horst Heberlein, Die Rechtsprechung des BVerfG und des BVerwG zur „kommunalen Außenpolitik“, NVwZ 1992, S. 543 ff.

16) BverwGE 87, 237.

律の範囲内で」自ら処理する権限が与えられているとしつつ、核廃絶連帯計画に基づく都市間連帯は「地域の事務」に属するかどうか争われるところ、国境を超えた都市交流は事柄の性質上ゲマインデの地理的領域を超えるものではあるが、「地域の事務」であることに変わりないとした。ゲマインデ間での協力によって領域を超えて「地域の事務」が処理されたとしても、それによって「地域の事務」を超えるわけではない。それどころか、都市間の国際交流は、地方レベルでゲマインデ住民が他国の人間と触れる制度的枠組みを創出し、他国との市民レベルでの交流を促進する。都市間の国際交流に必然的に付随するトランスナショナルで、領域的に「地域」を超える性質は許容されるものであり、国家政治的にも価値が高い。都市の国際交流の中心には市民の活動が置かれるのであり、これは様々な生活領域において共通の利益や生活上の必要をケアすることに資する。こうした都市の国際交流はゲマインデが自治によって処理すべき新たな活動領域を創出する。そして、フュルス市の採択した核廃絶連帯計画は、地方自治の範囲を超える一般政治的委任ではない。同計画は平和についての国際理解を目指すものであり、基本法 24 条 2 項にも合致する。また、世界的な兵器廃絶を目指す連帯である点でドイツ連邦共和国の防衛政策に抵触するものでもない。さらに、姉妹都市交流による「自治体外交」は基本法 31 条 2 項にいう連邦の管轄事項としての「外交」には含まれない。

以上の判示において連邦行政裁判所は、第一に、ゲマインデの事務を画する「地域の事務」にトランスナショナルな次元が組み込まれていることを肯定している。そして、地方自治体もまた世界に開かれた存在であり、市民間での国際交流を促進する施策は新たな自治事務であるとする。第二に、都市間の国際交流の枠内で行われる自治体外交は連邦の外交政策とは別次元にあるとしている。

これと対照的なのは、同日に下されたミュンヘンの非核地帯宣言を違法とした判決である¹⁷⁾。この事件においては、生物兵器や核兵器等の大量破壊兵器の敷設に反対するミュンヘン市の議決の適法性が争われた。この宣言は、将来的に連邦軍やアメリカ軍によってミュンヘンに大量破壊兵器の敷設が要請されたとき、またミュンヘンを経路として大量破壊兵器を移動させる計画が持ち上がったときには、これを排除する意向を強調するものであった。この点で、フュルス市の事案とは異なり、連邦の防衛政策への具体的な影響を持ち得た。

同判決は、第一に、先行判例に従い、基本法 28 条 2 項 1 文にいう「地域の事務」とは、「地域共同体に根差す、または特別の関係にあるような必要や利益に関わる事項」であり、「ゲマインデ住民の共同生活・共同居住に関わることによってまさに住民に共通する事項であ

17) Urteil des BVerwG vom 14.12.1990, NVwZ 1991, 684 f.

る」とした。それゆえ、ゲマインデによる宣言は、他の行政権の権限および管轄領域に触れる限りにおいて、特定された形での地域性を持たなければならない。そして、連邦行政裁判所によれば、ゲマインデ議会が当該ゲマインデの領域についてのみ宣言することによってはこの「特定された形での地域性」を満たすことはできない。そうでなければ、ゲマインデの全権能性によって、地方政治を超えた一般政治的事項についてまで権限を拡張することができてしまうからである。第二に、同判決は、ゲマインデ議会の宣言はそれが象徴的な宣言であったとしても、法律にしばられた公権力の行使である以上、基本法 28 条 2 項 1 文から導出される法的権限を必要とするとした上で、法律に拘束された行政の一部としての地方自治およびゲマインデ議会の法的権限は、この議会が民主的な代表機関であることによって相対化されることはないとした。第三に、ゲマインデは、連邦および州が憲法上の権限に基づいて行う、国家意思の形成からは排除されるとした。結論として連邦行政裁判所は、核兵器の敷設は住民の共同生活に関わる事項であるため「地域性」は満たすものの、ドイツの再軍備にかかわる一般政治的問題についての立場表明であるため、基本法 28 条 2 項 1 文のゲマインデ権限の範囲を超えるとした。

この判決においては、自治体の国際活動の限界が示された。すなわち、地方自治体の活動が国家の政策と重なる場合には、「特定された形での地域性」が要求される。では、どこまでがゲマインデに許される活動なのかが問われることになる¹⁸⁾。

3) 地方自治体の国際活動における「地域性」

日本においては、憲法 92 条が地方公共団体の組織・運営に関する定めを法律事項とする一方で、それが「地方自治の本旨」に基づかなければならないとしている。また、憲法 94 条は「法律の範囲内」での条例制定権を定めている。憲法 92 条に基づいて地方自治の具体的なあり方を定める地方自治法をみると、その 1 条の 2 が国と自治体の役割分担について規定している。その第 1 項は「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する」と規定し、第 2 項は「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本」とすると規定する。ここからは、地方公共団体が引き受けるべき事務の地域的性質および住民生活との密着性が導き出される。

日本においてもドイツ同様に「地域における行政」および「住民に身近な行政」が地方自治体の役割とされる一方で、地方自治法 1 条の 2 は国の果たすべき役割として「国際社

18) アウストは、あくまで、個別事案に即した価値考量による決定によらなければならないとする (Aust a.a.O, S. 120).

会における国家の存立にかかわる事項」、「全国的に統一して定めることが望ましい」事項、「全国的な視点に立つて行わなければならない」事項を挙げる。ここからは国際社会における外交は国の任務であることが明らかになる。しかしながら、個々の事例において、自治体が「地域性」を持ち、また「住民の福祉増進」のために行う国際活動が、政府の外交政策に抵触する局面はある。非核宣言後に行われた神戸市による港湾管理権を使った米軍艦隊の入港拒否や、沖縄県の普天間基地の移設問題にあたっての辺野古埋め立て承認の取り消しなどにおいては、地方自治体は自らに与えられた権限を行使することで中央政府の政策と衝突することになった。

ドイツの連邦行政裁判所判例は、地方自治体の活動が越境的であることによって「地域性」が失われることはないとして自治体の国際活動を肯定しつつ、その限界として「特定された形での地域性」を要求し、国家の外交や防衛政策に抵触する活動は地方自治体の権限の範囲外であるとした。

4. まとめに代えて

グローバル化が進む中で、地方自治体の国際活動は今後ますます重要になってゆくこと予想される。国民国家との関係でみると、地方自治体の国際活動のうち、国際援助や国際協力分野については地方自治体と国民国家の利害は一致する傾向にある¹⁹⁾。地方自治体が環境問題や都市問題について保有している技術や人材、そして実務に根差したグッドプラクティスは、国民国家のみならず国際機関にとって有用なものであるとみなされており、実際に多くの国家は国際協力プログラムにおける地方自治体の補助能力を活用している。地方自治体もまた国民国家による資金配分が見込まれる場合や、JICAなどの政府機関の支援を受ける場合には、国の政策を補助する形での協働を望む。地方自治体は国の外交政策に貴重な貢献を行い、また能力のある国際アクターとしてのアイデンティティを形成してゆくのである²⁰⁾。これに対して、非核都市宣言や平和市長運動、日米安保条約に基づく米軍基地の設置といった国家の安全保障や防衛政策、また領土問題に関わる地方自治体の活動は、国民国家との間に政治的に激しい対立を呼び起こす可能性を持つ。実際に、港湾や道路についての規制権限を行使することで地方利益を満たす道や、政府との法廷闘争という形で正面から衝突する道がとられることもある。他方において、冷戦期に顕著であっ

19) 前掲ジェイン 191 頁。

20) 前掲ジェイン 194 頁。

たように国家間に対立がある場合においても、地方自治体は中央政府でもなく、非政府でもないという地位によって、中央政府が交流を抑制せざるを得ない国家とも関係構築を行うことができる。この意味では多層的な経路によって、国家の外交を補完する役割を担う。

地方自治体の行う国際活動には、「地域の行政」であることや「住民に身近な行政」であるといった自治体の役割に根差した基礎があると考えられるが、東南アジアにおける国際協力や世界的な非核化といった平和主義運動は、地域における具体的な利益とただちに結び付くものではない。米軍基地の設置や核兵器積載艦隊の入港といった問題においては、地域における具体的な利益は肯定できるものの、国家の外交政策との抵触が問題となる。いずれの場合についても、地方自治体の活動の基礎にある「地域性」をどのように構成し、その限界を如何に確定するかが問題となる。

グローバル化時代における地方自治体の役割を分析するにあたって「地域性」という観点は、自治体行政の範囲を画する法的概念のみならず、国際的に広がる都市間のつながりが多中心的なネットワーク的組織となっており、こうしたネットワークが国家の政治過程とは独立した政策決定・執行を行うということを分析する上でも重要となる。サッセンは、『グローバル・シティ』においてグローバル化を引き起こし、脱国家化を進めてゆくのは国の組織や企業などナショナルなアクターであると論じた²⁰⁾。グローバルな現象は国境線を横断するが、それが引き起こされるのは国家の領土の中においてであり、国家機関の取り決めにしたがって進められる。このプロセスにおいて都市は、グローバル経済にとって必要な資源や意思決定者やその他のアクターが協働する「場」であり、同時にグローバル化を推進するアクターである。自治体外交においても、国境を超えた地方自治体の結びつきによって経済活動や開発援助が国際的に展開する場が用意されると同時に、地方自治体自身もまた主体的に国際的なネットワーク形成に積極的に関与している²¹⁾。しかしながら、そうした地方自治体の活動範囲は国家法によって定められ、国家の政策のもとに制御されている。地方自治体の活動の核となるのは「地域の行政」であるが、この地域性は国家の行政権との関係で局面ごとに拡張・限定して理解されうる。徐々にナショナルな制度がグローバルな構造に組み込まれ、再編成されてゆく過程を「地域性」の視点を足掛かりとして具体的に分析する作業を通じた地方自治体のグローバル化における独自の機能の解明を今後の研究課題としたい。

追記：本稿は、JSPS 科研費 16H03543, 17H02452 の助成を受けた研究成果の一部である。

21) 前掲サッセン 386 頁以下。

22) 前掲ジェイン 115 頁以下。